## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：上下水道部経営総務課　№001**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 給水装置の使用の承認 |
| **処分の概要** | 水道を使用しようとするときは、水道事業管理者の承認を受ける必要があります。 |
| **根拠法令等・条項** | 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）第 15 条<br>春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 16 条 |
| **審査基準** | ◎給水装置の使用は、申し込みを受けた場合、原則、これを承認します。 |
| **標準処理期間** | 即日 |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 以下のいずれかの方法によりお願いいたします。<br>・インターネットによる、「春日部市電子申請・届出サービス」を利用したお申し込み<br>・お電話による、経営総務課へのご連絡<br>・第二庁舎１階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　考** | ホームページのリンク先<br>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/jogesuido/suido/5/10565.html |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■水道法<br>（給水義務）<br>**第十五条**　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。<br>２　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。<br>３　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。<br><br>■春日部市水道事業給水条例<br>（給水契約の申込み）<br>第 16 条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署等：上下水道部経営総務課　№002**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 水道事業の用に供する行政財産の目的外使用料の還付 |
| **処分の概要** | 既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、行政財産の使用の許可を受けた人に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 10 条 |
| **審査基準** | 先例がないものであって、規程の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 |
| **標準処理期間** | 10 日 |
| **設定年月日** | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程<br>（使用料の還付）<br>第 10 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用料の全部又は一部を還付することができる。<br>（１）　公用又は公共用に供するため水道事業用行政財産の使用の許可を取り消した場合。<br>（２）　使用者の責めに帰することのできない理由により、水道事業用行政財産を使用することができない場合。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：上下水道部経営総務課　No.003**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 水道事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可 |
| **処分の概要** | 水道事業の用に供する行政財産を使用する場合は、水道事業管理者の許可を受ける必要があります。 |
| **根拠条例等・条項** | 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条第 3 項<br>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項<br>春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第２条 |
| **審査基準** | ◎水道事業の用に供する行政財産の使用は、次のいずれかに該当する場合に限り許可します。<br>（１）公用又は公共の用に供する場合<br>（２）電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供する場合<br>（３）災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合<br>（４）その他水道事業管理者が必要と認めた場合 |
| **標準処理期間** | 10 日（行政財産使用料の算定に要する期間 5 日を含む） |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　　考** | 原則、行政財産使用料が課せられます（減免申請可）。<br>管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。 |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■地方公営企業法<br>（資産の取得、管理及び処分）<br>第 33 条　（略）<br>２　（略）<br>３　地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。<br><br>■地方自治法<br>（行政財産の管理及び処分）<br>第 238 条の４　（略）<br>２　（略）<br>３　（略）<br>４　（略）<br>５　（略）<br>６　（略）<br>７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。<br><br>■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程<br>（使用の許可）<br>第２条　次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の使用を許可することができる。<br>（１）　公用又は公共の用に供するため、当該行政財産を使用する場合<br>（２）　当該行政財産を電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供する場合<br>（３）　災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させる場合<br>（４）　前３号に定めるもののほか、春日部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署：上下水道部経営総務課　№004**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 水道事業の用に供する行政財産の目的外使用料の減免 |
| **処分の概要** | 水道事業管理者は、行政財産の使用許可を受けた人に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 11 条 |
| **審査基準** | ◎水道事業の用に供する行政財産の使用料は、次のいずれかに該当する場合、減免します。<br>（１）公用もしくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用する場合<br>（２）地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として使用させる場合<br>（３）他の法令及び規定により同様の事例に対し、一律の減免基準が設けられている場合　　等 |
| **標準処理期間** | 10 日 |
| **設定年月日** | 平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎１階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程<br>（使用料の減免）<br>第11条　管理者は、特別の理由があると認めた場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。<br>２　前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、春日部市水道事業用行政財産使用料減免申請書（様式第６号）を管理者に提出しなければならない。<br>３　前項に規定する減免申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市水道事業用行政財産使用料減免決定通知書（様式第７号）又は春日部市水道事業用行政財産使用料減免棄却（却下）通知書（様式第８号）を当該申請者に交付するものとする。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署：上下水道部経営総務課　No.005**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 水道料金の減免 |
| **処分の概要** | 水道の使用承認を受け、その水道料金の減免を希望するときは、水道事業管理者の承認を受ける必要があります。 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 33 条<br>春日部市水道事業給水条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 76 号）第 3 条 |
| **審査基準** | ◎水道料金は、次のいずれかに該当する場合に限り減免します。<br>（１）天災その他これに類する災害を受け、料金を納付することが困難と認められる場合<br>（２）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている場合<br>（３）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）の規定による生活支援給付を受けている場合<br>（４）その他特別の理由があると認められる場合 |
| **標準処理期間** | ２ヶ月 |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎１階経営総務課窓口にて、直接お手続き 又は 郵送 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市水道事業給水条例<br>（料金の減免）<br>第33条　管理者は、特別の理由があると認めたときは、この条例により納付しなければならない料金を減額し、又は免除することができる。<br><br>■春日部市水道事業給水条例施行規則<br>（料金の減免）<br>第３条　条例第33条に規定する料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。<br>（１）　天災その他これに類する災害を受け、料金を納付することが困難と認められる者<br>（２）　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者<br>（３）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者<br>（４）　その他特別の理由があると認められる者<br>２　前項の規定による料金の減免を受けようとする者は、水道料金・下水道使用料減免申請書（様式第２号又は様式第２号の２）を春日部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。<br>３　管理者は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、水道料金・下水道使用料減免決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。<br>４　料金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署:上下水道部経営総務課　№006**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 下水道使用料の減免 |
| **処分の概要** | 特別の事情があると認めたときは、使用料を減額または免除する。 |
| **根拠条例等･条項** | 春日部市下水道条例（平成 17 年条例第 156 号）第 32 条<br>春日部市下水道条例施行規則（平成 17 年規則第 67 号）第 23 条第 1 項から第 4 項 |
| **審査基準** | 春日部市下水道条例施行規則<br>（使用料の減免）<br>第 23 条　条例第 32 条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。<br>（1）　天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と認められる者<br>（2）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者<br>（3）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による生活支援給付を受けている者<br>（4）　その他特別の理由があると認められる者（設定しない：処分が稀であり、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難） |
| **標準処理期間** | 14 日（休日は含まない） |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市下水道条例<br>第 32 条　市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。<br><br>■春日部市下水道条例施行規則<br>第 23 条　条例第 32 条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。<br>（1）　天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と認められる者<br>（2）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者<br>（3）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による生活支援給付を受けている者<br>（4）　その他特別の理由があると認められる者 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署：上下水道部経営総務課　№007**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 下水道事業受益者負担金の徴収猶予 |
| **処分の概要** | 土地の状況や受益者が災害や不慮の事故などにより、受益者負担金を納付することが困難である場合、納付期限を延長することができる徴収猶予制度。 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成17年条例第157号）第8条<br>春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成17年規則第68号）第11条第1項～第4項 |
| **審査基準** | 下水道事業受益者負担金徴収猶予基準 |

| 該当条項 | 徴収猶予の対象となる受益者 | 猶予期間 | 猶予額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 条例第8条第1号 | 1　田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地　と認められるものを除く。）に係る受益者 | 宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間で5年以内 | 全額 | |
| | 2　係争地に係る受益者 | 受益者の決定（判定）するまでの期間 | 全額 | |
| | 3　市税（市民税、固定資産税）の減免を受けている受益者 | 当該減免理由の存続期間 | 全額 | |
| | 4　市長がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者 | 市長が特に認めたものにあっては2年以内の期間、市長が特段の事情があると特に認めたものにあっては更に必要とする期間 | 市長が認める額 | |
| 条例第8条第2号 | 5　災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者 | 被害の程度に応じて市長が認める期間で2年以内 | 市長が認める額 | 公的機関の発行するり災証明書又は盗難届出証明書等を添付すること。 |

| | |
|---|---|
| **標準処理期間** | 30日（休日は含まない） |

| | |
|---|---|
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 徴収猶予の理由が発生した日から 14 日以内。ただし、新たに下水道事業受益者負担金が賦課される区域の受益者は、その年の 6 月 30 日まで |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備考** | ホームページへのリンク先<br>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/9803.html |
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例<br>第 8 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、負担金の徴収を猶予することができる。<br>（1）　受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが、徴収上有利であると認められるとき。<br>（2）　受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することが、やむを得ないとみとめられるとき。<br><br>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則<br>徴収猶予基準（別表第 1） |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署：上下水道部経営総務課　№008**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 下水道事業受益者負担金の減免 |
| **処分の概要** | 土地の利用状況により受益者負担金を減額または免除する制度 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 17 年条例第 157 号）第 9 条<br>春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成 17 年規則第 68 号）第 13 条 |
| **審査基準** | 下水道事業受益者負担金減免基準<br>条例第９条第２項第１号<br>１　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地 |

| 減免の対象となる土地 | | 減免率（%） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 項目 | 主な内容 | | |
| ア　国公立の学校用地 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校幼稚園等 | 75 | 「予定」とは、賦課対象区域告示の日現在において、公共又は公用の用に供するための措置がなされているものをいう（以下同様とする。）。<br>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法第 124 条に規定<br>する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校の用地 |
| イ　国公立の社会福祉施設用地 | 救護施設、更生施設、乳児院、母子寮、養護施設、障害児入所施設、老人ホーム、保育所、老人福祉センター等 | 75 | 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第２項及び第３項に規定する事業のために設置された社会福祉施設の用地 |
| ウ　警察法務入所施設用地 | 刑務所、拘置所、少年院、婦人補導所等 | 75 | |
| エ　国公立の一般庁舎用地 | 一般庁舎、事務所等 | 50 | |
| オ　国公立の病院及び診療施設用地 | | 25 | |
| カ　有料の公務員宿舎用地 | 宿舎、職員寮、アパート等 | 25 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| キ　その他の公用財産用地 | 市民会館、図書館、体育館、公民館 | 50 | |
| | 公営住宅 | 25 | |

条例第９条第２項第２号

２　国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地

| 減免の対象となる土地 | | 減免率（%） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 項目 | 主な内容 | | |
| ア　国の企業財産用地 | 国有林野事業 | 25 | 国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第２条に規定する現業の各特別会計に属する行政財産の用地 |
| イ　地方公共団体の企業用財産用地 | 水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業等 | 25 | 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第２条に規定する事業の用に供する財産の用地 |

条例第９条第２項第３号

| 減免の対象となる土地 | | 減免率（%） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 項目 | 主な内容 | | |
| ３　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 | 道路、公園、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設等 | 100 | |

条例第９条第２項第４号

| 減免の対象となる土地 | | 減免率（%） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 項目 | 主な内容 | | |
| ４　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者が所有し、又は地上権等を有する土地 | | 100 | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条の規定による生活扶助を受けている<br>受益者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律 30 号）第 14 条の規定による生活支援給付を受けている受益者その他これに準ずる受益者 |

条例第９条第２項第５号

| 減免の対象となる土地 | | 減免率（%） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 項目 | 主な内容 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ５　国又は地方公共団体が指定した文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の土地 | | 100 | 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定された文化財及び指定文化<br>財保存のための施設の用地 |
| | ６　公道に準ずる私道及び水路 | | 100 | 公道から公道に通じている道路で、不特定多数の人が自由に通行ができ、公共性があると認められる私道及び水路 |
| | ７　鉄道運送事業者の所有又は使用に係る施設用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。） | 踏切、駅前広場 | 100 | 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に規定する施設用地 |
| | | 駅舎、プラットホーム、線路敷その他の施設用地 | 25 | |
| | ８　国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設用地（直接その教育の用に供しない土地を除く。） | 私立の小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、特別支援学校各種学校等 | 75 | 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第３条に規定する学校法人が設置する学校の用地、学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条に規定する各種学校でその学校が所有する用地 |
| | ９　国又は地方公共団体以外の社会福祉法人が事業のため設置する施設の用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。） | 私立の更生施設、乳児院、母子寮、老人ホーム、保育所等 | 75 | 社会福祉法第２条に規定する事業で、同法第 22 条に規定する社会福祉法人が経営する施設の用地 |
| | 10　宗教法人がその目的のために使用する土地及びこれに類する土地（本来の事業の用に供しない土地を除く。） | 境内地 | 50 | 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する神社、寺院、教会等の宗教<br>法人が同条本文に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 |
| | | 墓地 | 100 | 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第２条第５項に規定する墓地 |
| | 11　自治会、町会等が　所有し、又は使用している施設の用地及びこれに類する | 集会所、消防器具置場等 | 100 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 土地 | | | |
| | 12　特別高圧架空線下の土地 | | 25 | |
| | 13　生産緑地指定農地 | | 100 | |
| | 14　市長がその状況により特に減免する必要があると認めた土地 | | 市長が認める率 | |

| | |
|---|---|
| **標準処理期間** | 30 日（休日は含まない） |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 減免の理由が発生した日から 14 日以内。ただし、新たに下水道事業受益者負担金が賦課される区域の受益者は、その年の 6 月 30 日まで |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備考** | ホームページへのリンク先<br>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/9803.html |
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例<br>第 9 条　国又は地方公共団体が公用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。<br>2　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。<br>（1）　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者<br>（2）　国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者<br>（3）　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者<br>（4）　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者<br>（5）　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者<br>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則<br>減免基準（別表第 2） |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

**担当部署：上下水道部経営総務課　№009**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 水洗便所改造資金融資の決定 |
| **処分の概要** | 改造資金のやりくりがつかない人のために、市民の皆さんの負担を少しでも軽くするための水洗便所改造資金融資あっせん制度。 |
| **根拠条例等・条項** | 春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例（平成 17 年条例第 158 号）第 8 条、第 11 条<br>春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則（平成 17 年規則第 69 号）第 3 条 |
| **審査基準** | 春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例<br>（申請者の資格）<br>第 8 条　申請者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。<br>（1）　処理区域内の建築物の所有者であること。<br>（2）　融資に係る債務を弁済し得る能力があると認められること。<br>（3）　自己資金で改造工事を行うことが困難であること。<br>（4）　市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。<br>（5）　改造資金の融資額が一所有者につき 50 万円を超える場合には、連帯保証人が一人あること。<br>（融資の決定等）<br>第 11 条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。<br>2　市長は、前項の規定により融資を決定したときは、金融機関に通知するものとする。<br>春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則<br>（融資の決定基準）<br>第 3 条　条例第 11 条第 1 項に規定する融資の決定は、市長が必要と認める最小限度の改造工事に要する資金を基準として行うものとする。 |
| **標準処理期間** | 30 日（休日は含まない） |
| **設定年月日** | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時、ただし、工事着工前に申請 |
| **申請方法** | 第二庁舎 1 階経営総務課窓口にて、直接お手続き |
| **備　　考** | ホームページへのリンク先<br>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/jogesuido/gesuido/9807.html |

| | |
|---|---|
| **根拠条例及び関係例規等の抜粋** | ■春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例<br>第８条　改造資金の融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。<br>（1）　処理区域内の建築物の所有者であること。<br>（2）　融資に係る債務を弁済し得る能力があると認められること。<br>（3）　自己資金で改造工事を行うことが困難であること。<br>（4）　市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。<br>（5）　改造資金の融資額が一所有者につき 50 万円を超える場合には、連帯保証人（以下「保証人」という。）が一人あること。<br>第 11 条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。<br>2　市長は、前項の規定により融資を決定したときは、金融機関に通知するものとする。<br><br>■春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則<br>第３条　条例第 11 条第１項に規定する融資の決定は、市長が必要と認める最小限度の改造工事に要する資金を基準として行うものとする。 |